

第2章

「介護技能実習評価試験」の 試験評価者養成の手法の分析結果

第2章 「介護技能実習評価試験」の試験評価者養成の手法の分析結果

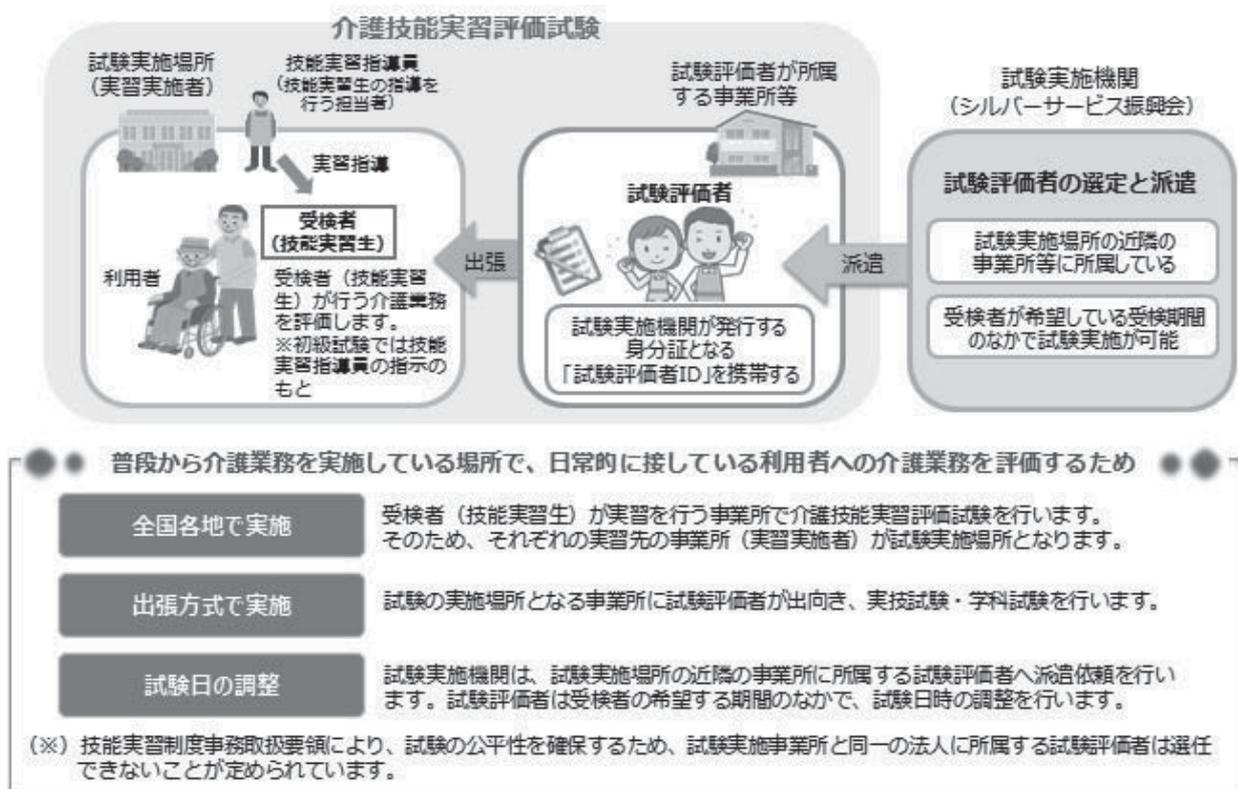
1. 介護技能実習評価試験 試験評価者養成についての分析

(1) 介護技能実習評価試験の仕組み

介護技能実習評価試験は、外国人技能実習制度の介護分野における公的評価システムとして位置づけられ、厚生労働省人材開発統括官より、一般社団法人シルバーサービス振興会が試験実施機関として認定されている。介護職種の追加にあたっては、海外からのニーズを受け、業界内で合意の上、試験基準、試験範囲等が組み立てられており、介護技能実習評価試験の仕組みと試験実施機関の選定については業界総意のもと決定されている。

介護技能実習評価試験は、実技試験と学科試験の2つで構成されている。介護分野において移転すべき技能とは、単なる作業の遂行ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく介護行為であること、個々に異なる利用者の状態像に応じた介護行為であることから、実技試験では利用者の心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するため、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することとしている。

また、介護技能実習評価試験は、技能実習生が勤務する事業所・施設へ「試験評価者」が出張し、実技試験や学科試験を実施する方式が採用されており、試験は全国で随時実施される。そのため、試験を円滑に行うためにも試験評価者は全国に万遍なく配置することとしている。



(2) 試験評価者の資質と要件

介護技能実習の試験評価者は、技能実習生に対し修得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正に評価するため、試験の準備や試験の監督、実技試験の評価等の業務を行う者であるが、介護技能実習評価試験では、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）資格を有する者※を対象とした、介護技能実習評価試験の「試験評価者養成講習」を受講し、これを修了した者」を試験評価者としている。※2012年度～2015年度介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員を含む。

試験評価者の資質については、2016年度厚生労働省社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」に設置された検討委員会にて、以下の考え方が示された。

【試験評価者の資質】

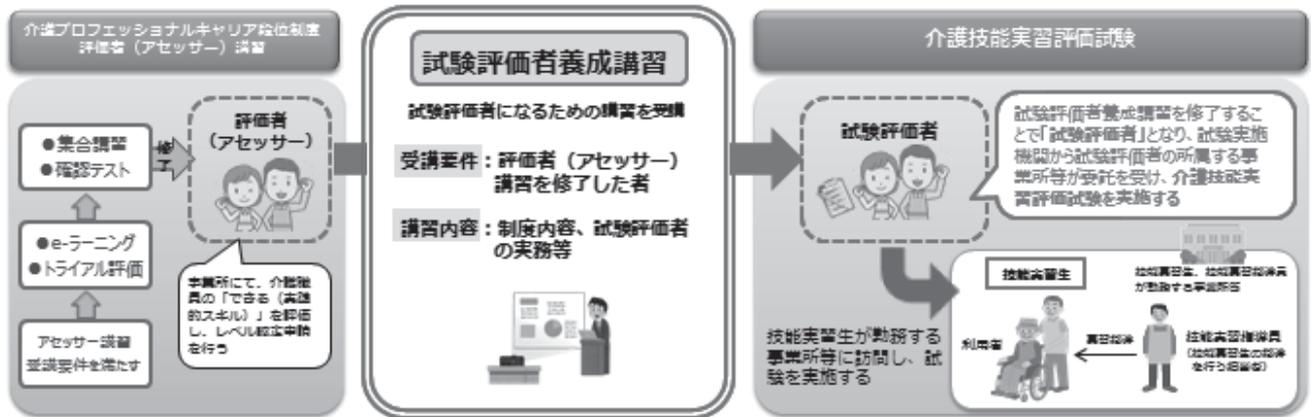
- ・「介護」及び「介護現場」に精通し、エビデンスに基づく高い専門知識を持っていること
- ・利用者（要介護者）の状態像に応じた、身体介護技術を有すること
- ・利用者（要介護者）の状態像に応じて、必要とされる介護内容の把握が適切に行えること
- ・技能実習生の介護行為について、その介護行為が利用者の状態に応じたものであるかを見極める判断力を有すること
- ・行われている介護行為に対する、観察力を有すること
- ・公平・中立な立場で、客観的に判断することができること
- ・技能実習制度において試験評価者に求められる要件をみとらすこと等

これらの資質を有する者としては、介護福祉や保健師、助産師又は看護師等の資格を取得した後、一定の実務経験がある者が求められる。また、自らが実践できることと「評価」を行うことは異なるため、介護や看護等の現場で技能実習生の指導や職場におけるOJT等指導の経験を有する者が望ましい。

こうした試験評価者に求められる資質を満たすものとして、検討委員会においては、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）の持つスキルを活用する方向で試験評価者を養成していくことが適当であるとされた。

(2016年度社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」報告書より)

これらの考え方をもとに、試験評価者は介護プロフェッショナルキャリア段位制度のアセッサーを活用することが、関係団体により構成された「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」においても総意を得て、さらに厚生労働省人材開発統括官が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」で了承されたところである。



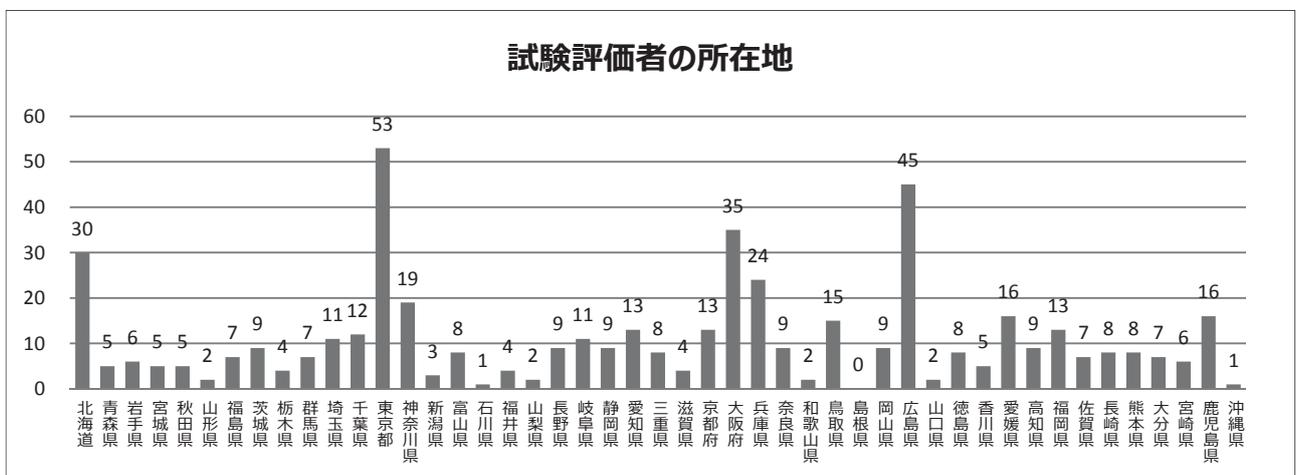
(3) 試験評価者の養成状況

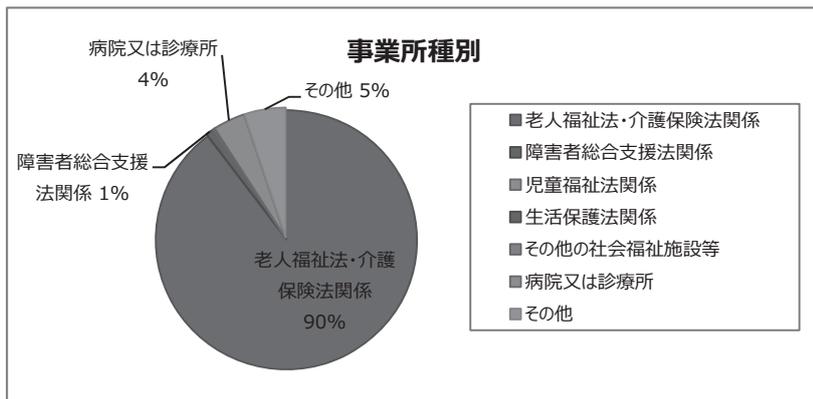
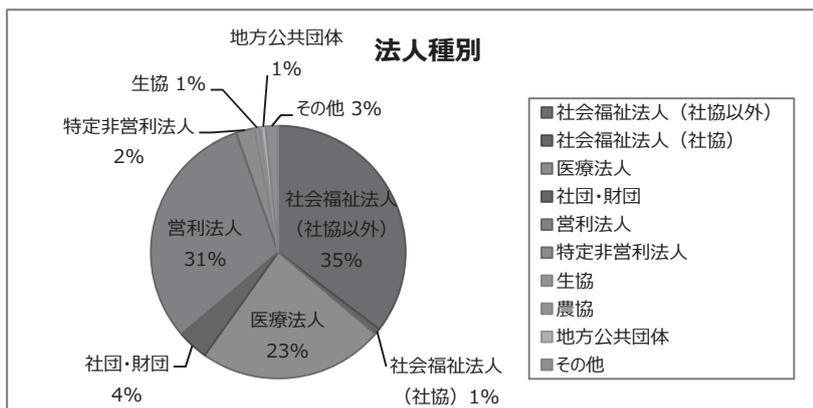
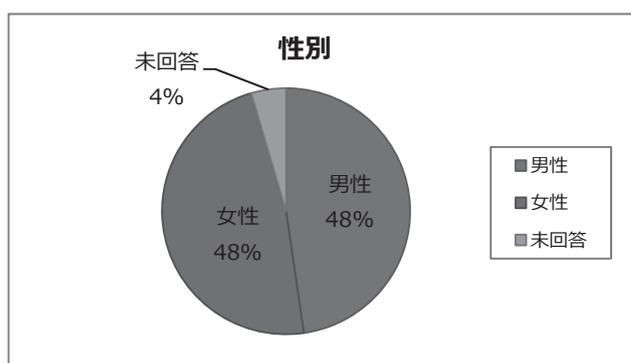
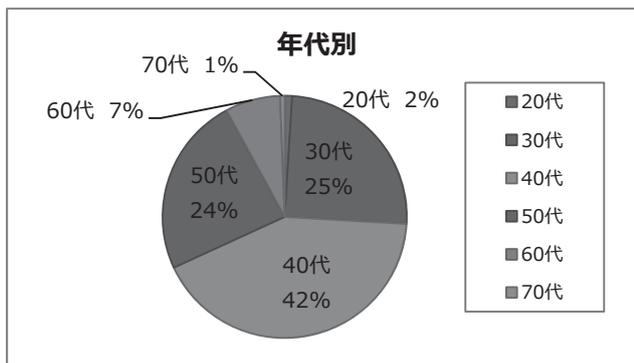
2018年度は、505名の試験評価者が誕生している。介護職種における初の技能実習生の入国が2018年7月であり、入国後講習が1か月の場合、最短で2019年2月に試験が実施されることが想定されたことから、試験評価者養成講習は2018年8月から9月にかけて開催することとなった。

また、試験は全国で随時実施されることから、全都道府県に万遍なく試験評価者を養成する必要があるとあり、開催地は、ブロック単位の主要都市を中心に、当初は6都市で開催（札幌、仙台、東京、大阪、広島、福岡）することとした。

しかし、全国6都市開催では、愛媛県と島根県の試験評価者を養成することができず、また、札幌会場は北海道胆振東部地震のため延期したこともあり、予定した時期に全都道府県に試験評価者を配置することはできなかった。愛媛県内にはすでに技能実習生が入国していることから、急遽翌年2月に松山会場を追加し、結果的に全国7都市での開催となった。

試験評価者が最も多いところは東京都（53名）で、次に広島県（45名）、大阪府（35名）と続く。島根県は養成できていないが、その他にも石川県、山形県、和歌山県、沖縄県等の試験評価者は1～2名である。なお、東京会場と大阪会場については、定員よりも応募者の人数が多かったことから、抽選とし、人数の調整を行っている。





開催日	会場（開催地）	受講者数（養成者数）	参考：応募者数
2018年8月28日（火）	福岡	62名	61名
2018年8月30日（木）	東京	113名	187名
2018年9月5日（水）	仙台	50名	35名
2018年9月7日（金）	大阪	123名	157名
2018年9月11日（火）	広島	62名	45名
2018年11月29日（木）	札幌	34名	35名
2019年2月21日（木）	松山	61名	63名
合計		505名	583名

本調査研究のアンケート及び検証調査の対象者は、2018年実施分を対象としたため、福岡会場から札幌会場までの444名とした。

(4) 試験評価者養成講習の内容

試験評価者養成講習は、介護技能実習評価試験における「試験評価者」を養成することを目的としていることから、外国人技能実習制度の理解、介護技能実習評価試験の仕組み、試験評価者の役割と業務等について学習することとなる。試験評価者養成講習は、既に介護の技術や標準化された基準での評価能力を有している介護プロフェッショナルキャリア段位制度のアセッサーに対して行うため、講習内容についての理解テストは設けず、講習にすべて出席することを修了要件とした。

また、実技試験では、実際の試験をイメージしやすいよう、「動画演習」を設けた。動画演習では、試験評価者の目線で撮影した評価の場面を再現し、試験課題の進め方、立ち位置等の確認も含め、模擬評価を行った。

質疑応答は設けず、「質問受付票」を提出し、後日回答することで対応している。

	大項目	中項目	時間配分
1	外国人技能実習制度の理解	(1)外国人技能実習制度について	40分
		(2)外国人技能実習制度の介護職種について	
2	介護技能実習評価試験の仕組み	(1)介護技能実習評価試験の内容	40分
		(2)各級試験内容	
		(3)介護技能実習評価試験 手続きの流れ	
3	試験評価者の役割と業務	(1)試験評価者の役割	60分
		(2)試験評価者の業務	
4	実技試験の評価方法	(1)利用者の選定	90分
		(2)実技試験の評価方法について	
		※動画演習	
		(3)試験を中止する場合	
5	試験実施機関と試験評価者の関係 (今後の流れ)	(1)試験評価者の登録と任命について	30分

<各カリキュラムで試験評価者に理解してもらいたいこと>

	中項目	理解してもらいたいこと
1	(1)外国人技能実習制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習制度の趣旨 ・国際貢献に携わっていること ・技能実習評価試験は、技能や技術及び知識を評価するものであり、在留資格の更新には受検が必要であること
	(2)外国人技能実習制度の介護職種について	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職種は、業界総意のうえで、また厚生労働省の専門家会議等も経たううえで追加されていること ・介護職種の固有要件の内容
2	(1)介護技能実習評価試験の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・試験は全国各地で随時、試験評価者が実習実施者に出張し実施すること ・日常的に接している利用者への介護業務を評価すること
	(2)各級試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験、実技試験の範囲や合格基準等について ・初級の実技試験では、技能実習指導員が立ち会い、指示のもとできたかどうかを評価すること
	(3)介護技能実習評価試験 手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に関わる関係者の役割と手続きの流れについて
3	(1)試験評価者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・試験評価者に求められる要件とアセッサーが活用される理由 ・試験評価者のやりがいと大切さ、期待される役割について
	(2)試験評価者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・調整窓口担当者と試験評価者の役割の違い ・試験当日の1日の流れ
4	(1)利用者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・試験では利用者に対して提供される介護を確認することから、適切に評価するため利用者の状態像を確認する必要があること
	(2)実技試験の評価方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・評価する視点や等級の違い ・評価項目、評価基準の考え方、評価の方法について
	※動画演習	<ul style="list-style-type: none"> ・試験評価者の目線で、立ち位置や試験がどのように実施されるか
	(3)試験を中止する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような場面で試験を中止するのか
5	(1)試験評価者の登録と任命について	<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施機関と試験評価者、試験評価者の所属する法人との関係について

2. 調査1：試験評価者養成講習の受講者（試験評価者）へのアンケート

（1）調査目的、調査対象、調査方法

試験評価者養成講習の受講者に対して、集合講習の内容の理解度や意見、今後の試験評価者養成講習の開催の参考とするために講習に求める内容や講習形式等の確認のため、アンケートを実施した。また、模擬評価を実施することで、試験評価者間の評価結果が均質かどうかの検証もあわせて行った。

調査対象：「介護技能実習評価試験 2018年度 試験評価者養成講習」受講者 計444名

札幌会場：34名

仙台会場：50名

東京会場：113名

大阪会場：123名

広島会場：62名

福岡会場：62名

※受講者の全員が、試験評価者としての登録を希望している。

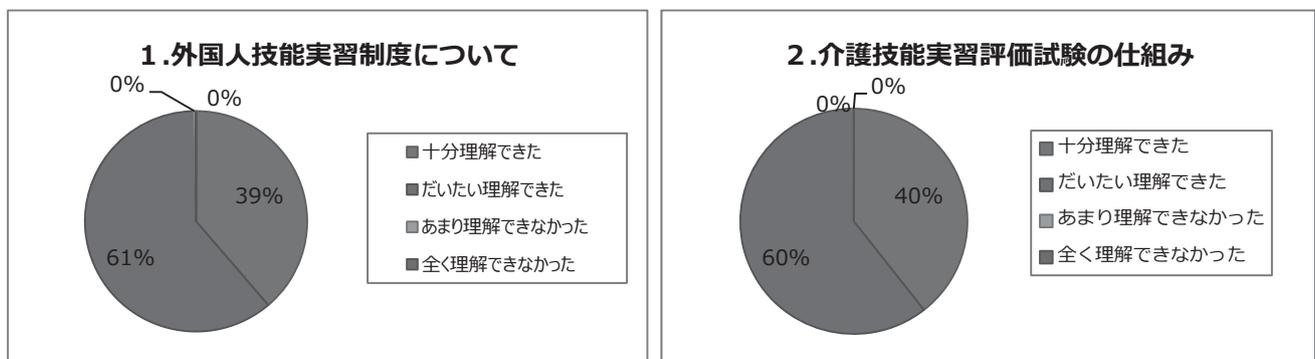
調査方法：試験評価者養成講習終了後に実施する集合調査 回収率100%

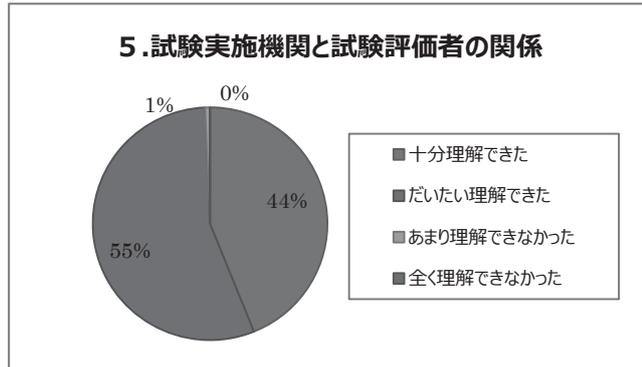
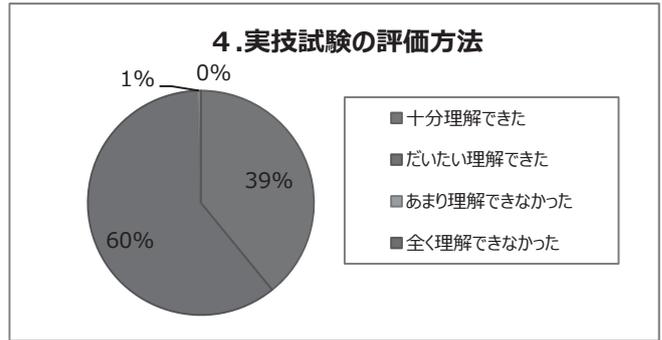
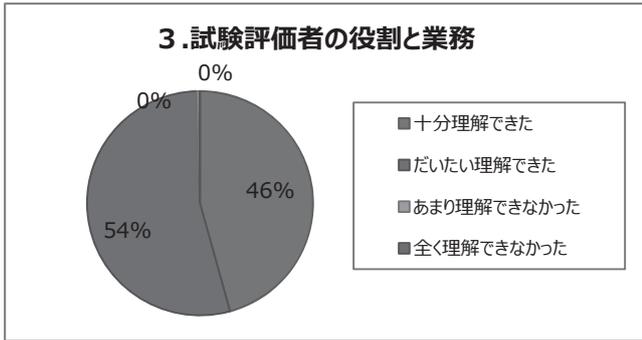
（2）アンケート結果

試験評価者養成講習の受講者に対して、集合講習の内容の理解度や意見、今後の試験評価者養成講習の開催についてアンケートを実施した。

①講習の理解度について

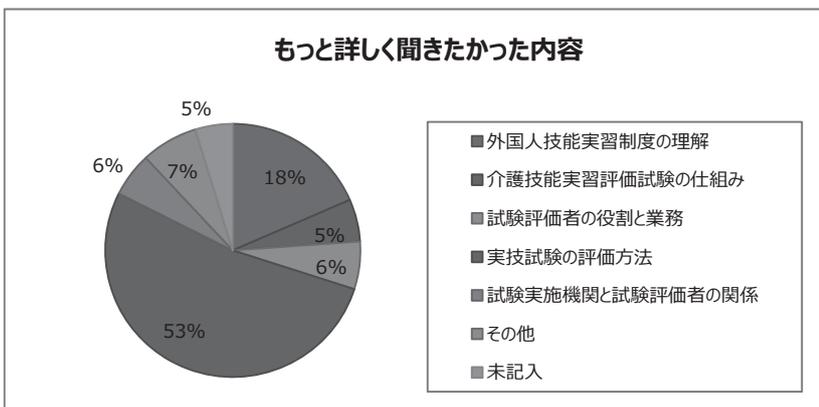
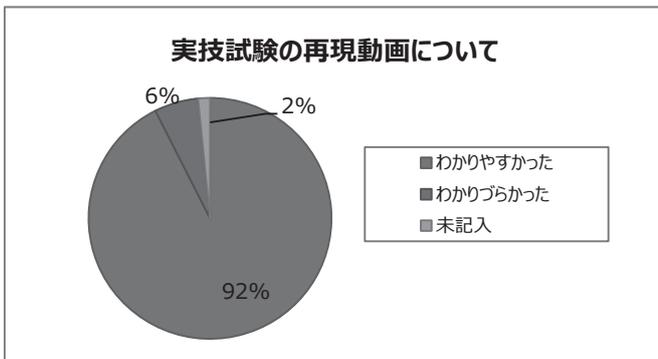
試験評価者養成講習の内容の理解については、試験評価者の大多数が「十分理解できた」または「だいたい理解できた」と回答。試験評価者に修得してもらいたい内容は伝えることができていると言える。





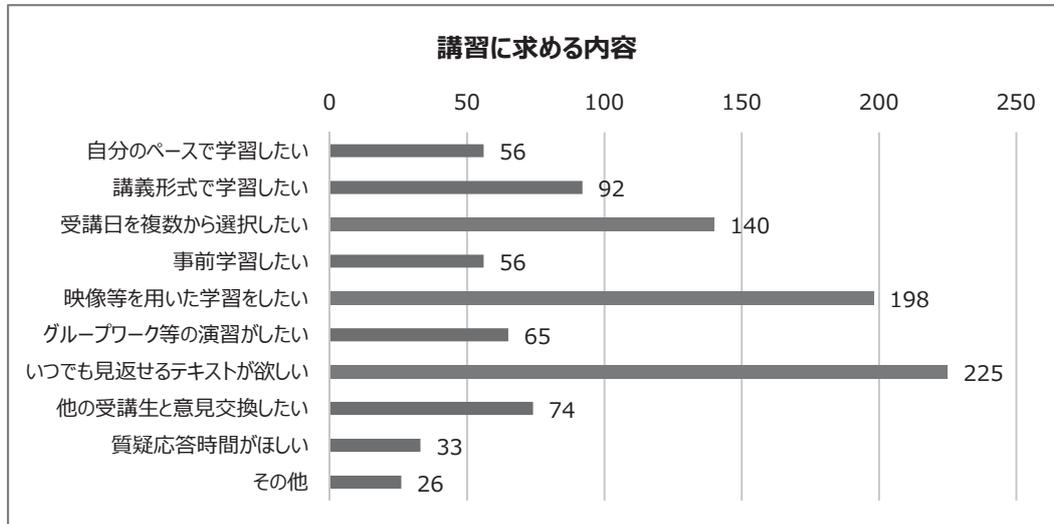
②実技試験の評価方法について

実技試験の評価方法では、講義に加え、再現動画を使用し、模擬で評価をしてもらった。再現動画は試験評価者の目線で撮影され、実際に試験を実施しているかのような緊張感を持つことができる。実技試験の再現動画は、92.6%の受講者が「わかりやすかった」と回答しており、半数以上が実技試験の評価方法についてもっと詳しく聞きたかったと回答。



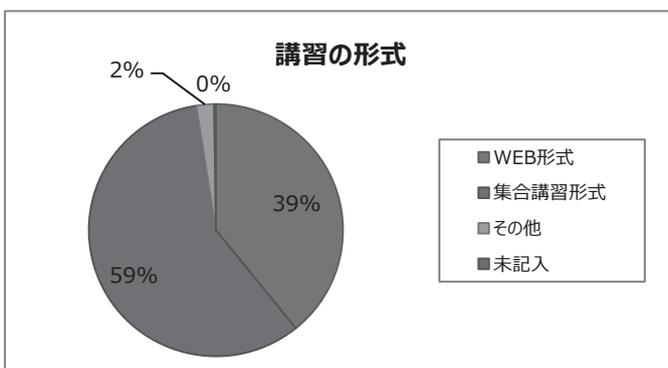
③講習に求める内容について

2018年度の試験評価者養成講習は「集合方式」で実施したが、講習に求める内容について、複数選択してもらった。約半数が「いつでも見返せるテキストが欲しい」と回答し、次に「映像等を用いた学習がしたい」「受講日を複数から選択したい」が続く。



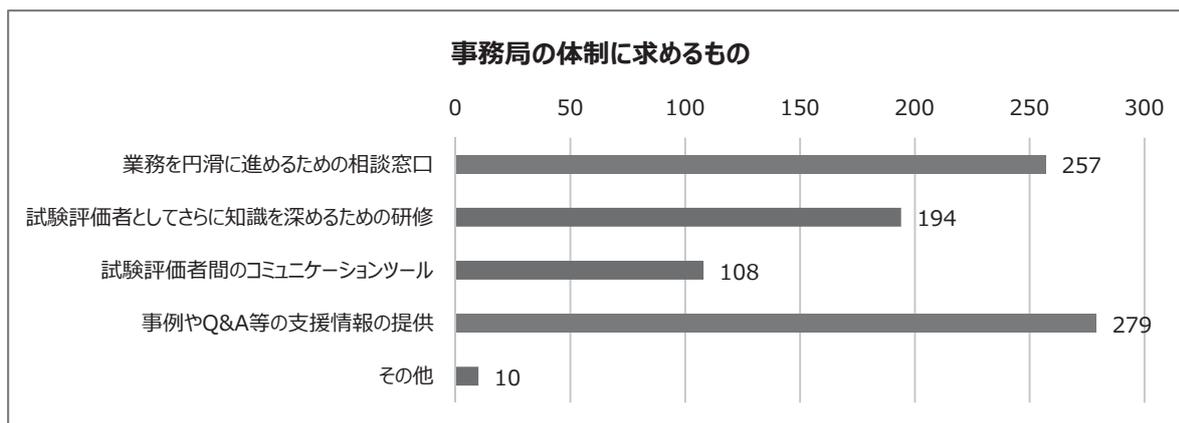
④講習の形式について

講習の形式については、約半数以上が「集合講習形式」を望んでいる。この時点では、どのようなWEB方式かは示していないため、試験評価者の多くはアセッサー講習時のeラーニングをイメージしていると思われる。「その他」には、事前にWEB学習を行い、当日は集合講習という二段階を望む意見もあった。



⑤事務局に求める支援体制について

事務局に求める体制は複数選択してもらったが、もっとも多かったのは「事例やQ&A等の支援情報の提供」で、次に「業務を円滑に進めるための相談窓口」があがった。どちらも受講者の半数以上が求めていることとなる。



(3) 再現動画による模擬評価の結果

「実技試験の評価方法」では、評価の方法について講義を受けた後、試験評価者の目線で撮影した2つの試験課題について模擬評価を行い、試験評価者間の評価結果が均質かどうかの検証を行った。

①試験課題1「座位での上衣の着脱の介助」

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせてコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	衣類の選択	利用者に衣類を選んでもらっている
4	プライバシーへの配慮	スクリーンを使用する、扉やカーテンを閉める等、第三者から見えないようプライバシーに配慮している
5	安定し安楽な姿勢の保持	足底が床に着く、椅子に深く腰掛けている等利用者の座位が安定している
6	衣服の着脱 (脱がせてから着せる)	健側から脱ぎ、患側から着るといふ順番で介助を行っている 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている
7	衣服のしわやたるみの確認	衣服のしわやたるみを整えている
8	利用者への確認	利用者に着心地を確認している 介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
9	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

試験評価者は、上記評価基準に従い、できたかできないか○×をつけることとなるが、「5 安定し安楽な姿勢の保持」と「6 衣服の着脱」の「介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている」の結果に差異が出た。

	1	2	3	4	5	6		7	8		9
	体調の 確認	介助の説明と同意	衣類の 選択	プライバシーへの 配慮	安定し安 楽な姿勢 の保持	衣服の 着脱①	衣服の 着脱②	衣服のし わやたる みの確認	利用者へ の確認①	利用者へ の確認②	報告
○	442	444	441	439	430	443	359	444	444	443	441
×	2	0	3	5	14	1	85	0	0	1	2
未記入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	割合										
○	99.5%	100.0%	99.3%	98.9%	96.8%	99.8%	80.9%	100.0%	100.0%	99.8%	99.3%
×	0.5%	0.0%	0.7%	1.1%	3.2%	0.2%	19.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.5%
未記入	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%

<差異が出た理由>

5. 安定し安楽な姿勢の保持

「足底が床に着く、椅子に深く腰掛けている等利用者の座位が安定している」

- ・最初から、足底が床に着いていたり、利用者が深く座っていた場合、受検者は目視で判断したようだったが、できたと判断して良いか。
- ・声かけをして確認する等の確認行為がないと判断しづらい。

6. 衣服の着脱

「介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている」

- ・声かけはしているが、動作に関する声かけではなかった。
- ・声かけはしているが、どれくらい声をかけていけば良いのか判断に迷う。



<改善> ※試験評価者のみに開示

- 5 ・受検者や技能実習指導員が目視で確認している場合の評価の基準を明確化。
- 6 ・声かけの基準を明確化。

②試験課題4「車いすでの移動の介助」

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している
3	安全の確認	利用者の足がフットレスト（フットサポート）の上に乗っている
		利用者の手や腕がアームレスト（アームサポート）や大腿部に置かれている（大車輪に巻き込まれないようにしている）
		利用者が安定した姿勢を保っている
4	車いすでの移動の介助	車いすを動かす前や方向転換をするとき等、その都度利用者に状況を伝えている
		利用者の身体や車いすが、壁や障害物等に接触せず安全に移動できている
		車いすの停止後、車いすのブレーキをかけている（利用者に促してかけてもらうことも可）
5	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している
6	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している

試験評価者は、上記評価基準に従い、できたかできないか○×をつけることとなるが、「5 安定し安楽な姿勢の保持」と「6 衣服の着脱」の「介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている」の結果に差異が出た。

	1	2	3			4			5	6
	体調の確認	介助の説明と同意	安全の確認①	安全の確認②	安全の確認③	移動の介助①	移動の介助②	移動の介助③	利用者への確認	報告
○	430	443	444	443	407	399	443	443	443	441
×	14	1	0	1	37	45	1	1	0	2
未記入	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	割合									
○	96.8%	99.8%	100.0%	99.8%	91.7%	89.9%	99.8%	99.8%	99.8%	99.3%
×	3.2%	0.2%	0.0%	0.2%	8.3%	10.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.5%
未記入	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%

<差異が出た理由>

3. 安全の確認

「利用者が安定した姿勢を保っている」

- ・最初から、利用者が深く座っていたり、姿勢が曲がっていない場合、受検者が目視で判断してきたとなるのか。
- ・声かけをして確認する等の確認行為がないと判断しづらい。

4. 車いすでの移動の介助

「車いすを動かす前や方向転換をするとき等、その都度利用者に状況を伝えている」

- ・受検者は声かけしていたが、動かす前や方向転換のとき等、都度の声かけが足りない。



<改善> ※試験評価者のみに開示

- 3 ・受検者や技能実習指導員が目視で確認している場合の評価の基準を明確化。
- 4 ・声かけの基準を明確化。

「差異が出た理由」欄に記載した通り、試験評価者個人の資質による差異というよりは、評価基準の判断材料が不明瞭なために起きた差異と考えられる。

(4) アンケート結果等から得られた課題について

<講習内容について>

- ・「実技試験の評価方法」において、評価のブレがないよう方策を講じる
- ・判断基準の「判断するうえでの留意事項」の精査とその伝え方
→試験実施機関の精査がまず必要ではあるが、考え方を理解してもらう。
- ・映像等を用いた動画コンテンツの充実化による学習効果の向上
- ・評価中に起こる様々な出来事（中止の判断、利用者の変更、技能実習指導員または受検者が項目を抜かしてしまった場合等）の事例とその対処方法の伝え方
- ・評価手法や評価項目等についての理解度を確認する仕組み

<支援（フォロー）体制について>

- ・テキストや Q&A 等、試験評価者自身の自己学習ツールの提供
→試験実施機関にて、講習終了後に「業務実施マニュアル」と Q&A を提供
- ・試験評価者の不安や質問等に対しフォローできる仕組み（双方向のコミュニケーション）

<運営面について>

- ・介護現場の勤務の状況に応じ、複数から選択できる受講日の設定
- ・全国において試験評価者を養成するための開催地の検討
- ・災害等の関係で延期・中止となる場合の対応

特に、運営面の課題としては、公共交通等が十分に整っていない県にとっては、移動が不便となることから、近隣県からの試験評価者の派遣が難しくなるといった課題が生じることが指摘された。今回の試験評価者養成講習では、全国7会場（調査研究の対象は内6会場）に絞っての開催となったが、技能実習生の受け入れ状況について各都道府県に温度差があることや、試験実施機関側の問題としても開催場所の確保、開催頻度、講師の派遣等について時間的、予算的な制約もあることなどから、47都道府県の全てで開催することは難しい。

しかしながら、介護現場の現状に鑑み、「介護技能実習評価試験」の実施に当たっては、技能実習生の勤務する実習実施者と同一都道府県内で行われることが望ましいことから、今後とも試験評価者数は各都道府県に数多く配置していかなければならない、このため、委員会での議論においても、全国を対象として、多数の受講者がいつでも受講でき、かつ均質性を確保できる講習方法を最優先に検討すべきとの意見が多かった。

3. 調査2：他職種の技能実習評価試験実施機関へのアンケート

(1) 調査目的、調査対象、調査方法

技能実習評価試験の試験実施機関に対して、今後、試験を公平・公正に実施していくにあたり、全国に配置する試験評価者の質の維持・向上のために試験実施機関として行うべき対応について、技能実習評価試験実施機関に、試験監督者養成に関するアンケート調査を行った。

調査対象：技能実習評価試験実施機関 17 機関（21 職種）

※技能実習の対象職種は 2019 年 2 月 8 日時点で 80 職種 144 作業あるが、そのうち「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」による確認の上、職業能力開発局長（現・人材開発統括官）が認定した職種のみ対象とした。

調査方法：郵送調査及び電話による追加ヒアリング

調査期間：2018 年 11 月 21 日～2018 年 12 月 4 日

回答方法：FAX、郵送、E-mail

回答率：85.7%（18 職種 14 機関）

(2) アンケート結果

介護職種は技能実習制度初の対人サービスということで、他の職種と比較し試験の仕組みは大きく違うものの、製造業の中でも、受検者数、試験の実施場所、試験監督者数（介護では監督という言葉が馴染まないため「試験評価者」と呼称）は大きく異なる。受検者を会場に集めて一同に試験を実施する「集合方式」では 1 名の試験監督者が複数の受検者を評価することもあれば、試験監督者と補佐官の 2 名で必ず試験を実施する職種もあり、また、エリアごとに担当マネージャーがおり事務局機能が分散している職種もあった。設問が馴染まない職種も多くあったようだが、介護職種と他職種の違いや同一の部分をアンケート結果から考える。

<アンケート結果について>

➤ 2-⑥ 試験監督者になるための要件として、「試験実施機関が指定する資格を有すること」を定めているのは 11 職種、「講習・研修を修了すること」が 4 職種、その他 OJT 等を実施しているところが 6 職種であった。「試験に合格すること」を定めているところはゼロであった。

⇒介護：「試験実施機関が指定する資格を有すること」及び「講習・研修を修了すること」

➤ 2-⑧ 「試験監督者になるための講習・研修を修了すること」と回答した 4 職種の実施方法は、集合講習が 3 職種、OJT を研修しているところが 1 職種、「e ラーニング等の WEB 方式」で実施しているところはゼロであった。

⇒介護：「試験監督者になるための講習・研修を修了すること」

- 2-⑨ 試験監督業務に一定期間従事していない試験監督者に対して、研修等の要件を定めているところは2職種であった。ほとんどの職種が、研修等の要件は定めていなかった。
⇒介護：研修等の要件は定めていない。
- 3-① 試験監督者が行う評価の質を維持するための取組みは16職種が行っている。そのうち半数は「事務局が実際に試験に立ち会い指導」をしており、その他「定期的な会議や研修等を実施」しているところもあった。「eラーニング等の自己学習ツールを用意」しているところはゼロであった。
⇒介護：試験の特性から、試験評価者は全国に満遍なく配置することから、「事務局が実際に試験に立ち会い指導」することは現実的ではなく、その他の仕組みを検討中。
- 3-③④ 実技試験の採点基準のほかに、評価のブレを生じさせないため、さらに詳細な基準等を作成しているところは、半数の9職種あり、作成にあたっては9職種すべて試験監督者の意見を反映させている。
⇒介護：評価基準の中には「判断するうえでの留意事項」を設け、評価を均質化するため基準を設けている。また、アンケート等で評価結果に差異が生じた部分については、さらに明確な基準を設け随時更新を行う。
- 4-① 「試験監督者の専用HP」を用意している職種はなかった。
⇒介護：現在のところ用意していない。
- 4-③ 試験監督者同士の交流の機会を設けているところは10職種であり、その内容は研修会や会議での顔合わせ、その後の懇親会等であった。
⇒介護：試験評価者養成講習時に顔合わせは行うが、現在のところそれ以外での交流の場はなし。

他職種 技能実習評価試験実施機関 アンケート 集計結果

1. 基本情報		
①取扱職種		18 職種 (内 2 職種は試験監督者共通)
②職種追加年		—
③受検者数(1号)※2017 年度実績		平均 1,702 名 (最小値 41 名 最大値 8,500 名)
④試験実施方法	集合方式	6
	訪問方式(出張方式)	8
	集合方式と訪問方式の併用	3
	その他	1
⑤試験問題の作問頻度	【学科試験】	
	認定時に作問し、その中から毎年選んで出題している	0
	定期的に作問し、入替を行っている	7
	不定期に見直し・作問し、入替を行っている	11
	【実技試験】	
	認定時に作問し、その中から毎年選んで出題している	6
	定期的に作問し、入替を行っている	3
	不定期に見直し・作問し、入替を行っている	8
固定のため、変更なし	1	
⑥試験実施方法に関する説明等の講習を行っていますか。	はい	3
	いいえ	15
⑦⑥で「はい」を選択された場合、その講習の対象者を教えてください。	監理団体	0
	実習実施者	0
	受検者	0
	その他	3
⑧⑥で「はい」を選択された場合、その講習の参加費用を教えてください。	有料	1
	無料	2

2. 試験監督者について		
①試験監督者数 ※2018 年 10 月末時点		平均 64.6 名(最小値 5 名 最大値 596 名)
②試験監督者の雇用形態	直接雇用(定年以外の雇用期間の定めなし)	1
	直接雇用(雇用期間の定めなし)	1
	派遣社員	0
	業務委託	9
	その他	7
③試験監督者の配置状況	全都道府県に配置	1
	地方単位で全ての地方に配置	5
	地方単位で一部の地方に配置	5
	試験実施機関に配置	2
	その他	5
④試験監督者の採用(募集)頻度	定期的に採用(募集)	0
	不定期に採用(募集)	12
	その他	6
⑤試験監督者の任期	任期は設けていない	5

	任期を設けている	12
	(任期を設けている場合)更新 有	12(「1年更新」:6、「2年更新」:3、「3年更新」:3)
	(任期を設けている場合)更新 無	0
	定年を設けている	1
⑥試験監督者になるための要件 (複数回答あり)	試験実施機関が指定する資格を有すること	11
	試験監督者になるための講習・研修を修了すること	4
	試験監督者になるための試験に合格すること	0
	その他	6
⑦⑥で「試験監督者になるための講習・研修を修了すること」「試験監督者になるための試験に合格すること」を選択された場合、講習(研修)や試験の開催頻度はどれくらいですか	定期的開催	0
	不定期開催	4
	その他	0
⑧⑥で「試験監督者になるための講習・研修を修了すること」「試験監督者になるための試験に合格すること」を選択された場合、どのような方式で実施していますか。	集合方式	3
	eラーニング等のWEB方式	0
	その他	1
⑨試験監督業務に一定期間従事していない試験監督者に対して、研修等の要件は定めていますか。	はい	2
	いいえ	16
⑩⑨で「はい」を選択された場合、具体的にどのような要件を定めていますか。		「講習会、及び実際の試験で補佐員として数回経験が必要」:1 (回答なし):1
⑪試験監督者に支払う報酬	1回の試験につき	平均17,666円(最小値:8,000円、最大値:30,000円)
	1日あたり	平均12,700円 (最小値:8,000円、最大値:20,000円)
	その他	0

3. 試験監督者の評価の質の維持について		
①試験監督者が行う評価の質を維持するために、何か取り組みを行っていますか。	はい	16
	いいえ	2
②①で「はい」を選択された場合、どのような取り組みを行っていますか。 (複数回答あり)	定期的な会議や研修等の実施	5
	eラーニング等の自己学習ツールを用意	0
	定期的に事務局スタッフが試験時に立ち会い、指導を実施	8 (「不定期に実施」:1、「必要に応じ」:2)
	その他	2
③実技試験では採点基準のほかに、試験監督者ごとの評価のプレを生じさせないために、評価するうえでの留意点やさらに詳細な基準等を作成していますか。	はい	9
	いいえ	9
④③で「はい」を選択された場合、その詳細な基準等は、試験監督者の意見を反映させ、定期的に更新していますか。	はい	9
	いいえ	0

4. その他		
①試験監督者の専用HPはありますか。	はい	0
	いいえ	18
②①で「はい」を選択された場合、その専用HPにはどのような内容が含まれますか。		—
③試験監督者同士の交流の機会を設けていますか。	はい	10
	いいえ	8
④③で「はい」を選択された場合、具体的にどのような内容ですか。		「研修会」、「会議」、「懇親会」、「食事会」等の開催

(3) 介護職種と他職種の大きな違い

介護職種は、受検者が勤務する実習実施者にて、全国で随時試験を実施することから、円滑に試験を実施できるよう試験評価者を全国に配置している。試験実施機関は試験評価者が所属する法人等と業務委託契約を締結し、試験評価者は法人等の業務の一環として試験を実施する形となる。試験評価者数は現在 505 名であるが、今後も増えていくため、将来的には技能実習評価試験実施機関の中では最も試験評価者数が多い職種となる。

また、介護では、法人との業務委託契約であることから、試験評価者は現役の介護職員である。介護現場の勤務形態、人員配置等を鑑み、試験日についても事務局にて定めた日程にあわせるのではなく、監理団体及び実習実施者側と試験評価者側にて調整のうえ、試験日を設定する。他職種では、集合方式であっても訪問方式（出張方式）であっても、事務局にて試験日を確定のうえ、試験監督者が評価を行う場合が多い。さらに、1度に複数の受検者を評価する職種が多く、試験監督者は定期的に評価業務を行っているが、介護の場合、実技試験においては試験評価者と受検者の1対1で実施することから、試験評価者が1日に評価できる受検者数は3人を原則としている。また、全国で随時実施することから、評価を行う試験評価者の選定にあたっては、できるだけ実習実施者と同一地域を目安としており、介護職種の試験評価者は定期的に評価業務に就くとは限らない。

介護職種は他職種に比べ、試験評価者数が多く、試験評価者によって実施する試験の実施数や時期は異なることから、試験評価者の評価の均質性や質の維持・向上に関しては方策を検討する必要があり、どこからでもアクセスが可能なWEBによる学習は検討の余地がある。